

# 第 5 章

## 災害復旧・復興対策



# 第1節 復旧・復興体制の整備

【担当部】	各関係部
【関係機関】	神奈川県

大震災後、迅速かつ的確に震災復旧・復興対策を実施するため、復旧・復興体制を整備します。

## 1 庁内組織の設置

復旧・復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復旧・復興を図るために、これらの事務等を行う組織（震災復旧・復興本部）を庁内に設置します。部班体制は、災害対策本部組織に準じます。

また、震災復旧・復興本部内における復旧計画及び復興計画の策定を進める担当部において、計画作成方針の検討、計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行います。

## 2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。このため、特に人材を必要とする部課については、関係部課と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行います。

### (1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れます。

### (2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題など、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されたため、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受入れます。

## 【関係資料】

### 8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表

## 第2節 被災状況の調査

【担当部】	各関係部
【関係機関】	ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

本計画「第4章 災害時の応急対策」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、速やかな被害状況等情報の収集及び報告体制等について定めていますが、更に、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復旧対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行います。被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については、被災状況の悉皆（しっかい）調査を行います。また、市民・地権者等の所在確認を早急に行います。

なお、「被災状況調査の概要フロー」は別表のとおりです。

### 1 市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

庁内関係部の職員を迅速に招集し調査体制を確立して、調査を行います。

- (1) 建築物の被災状況の概要調査  
応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の概要調査を行います。
- (2) 都市基盤施設被害状況調査  
施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

### 2 応急住宅対策に関する計画を作成し実施するための調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

- (1) 応急仮設住宅必要戸数の把握  
「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握します。

### 3 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

復興計画の作成及び復興計画を実施するため、詳細な調査を次のとおり行います。

- (1) 生活再建支援に係わる調査
  - ア リ災証明の根拠となる住宅の被災状況調査  
災害見舞金等を支給するためにリ災証明が必要となるため、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」等をもとに、リ災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに情報が不足している地域等については補足調査を行います。
  - イ 死亡者数、負傷者数等に関する調査  
応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数等を把握する。また、震災による負傷者や負傷の内容についても調査を行います。
  - ウ 震災による離職者数についての調査  
地域経済の被災状況を把握するとともに、震災による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行います。

(2) 市街地復興に係わる調査

市街地復興を行っていくためには、その事業対象地の被災状況を十分把握することが必要となるので、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」等をもとに、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区については、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(3) 地域経済の復興施策に係わる調査

被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 物的被害状況調査

震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数について調査を行います。

イ 地域への影響の把握

産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握します。

# ○ 被災状況調査の概要フロー

調査で把握すべきデータ及び項目

調査の用途

## 【被災直後】

- 被災状況の概要調査
- 地域別被害状況の概要

地域全体の被災状況の概要の把握

## 【被災後1日～2日】

- 建築物に関する調査
- 全壊・焼失・半壊建築物数
- 建築物へ立ち入ることの危険性

市街地・都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定

- 人的被害に関する調査
- 死者数・負傷者数及びその居住地

建築物への立ち入りの可否の判断

- 都市基盤に関する調査
- 土木建造物・ライフライン・交通施設の被災状況

## 【被災後3日～5日】

- 人的被害に関する調査
- 避難者数及びその分布
- 失業者数及びその居住地
- 死亡者の遺族の所在地

応急住宅対策計画を作成及び実施

り災証明の発行及び災害見舞金の支給

- 建築物に関する調査
- 建築物の継続使用の危険性

災害弔慰金の支給

## 【被災後5日～10日】

- 経済的被害に関する調査
- 業種別・規模別被害額等

建築物の継続使用の可否の判断

災害廃棄物等の発生量の把握

- 市街地に関する調査
- 土地・建物に関する従前の権利関係

経済復興施策の実施

- 仮設住宅等に関する調査
- 被災者の仮設住宅・公営住宅の入居の意向

市街地復興施策の実施

## 第3節 被災者生活支援

【担当部】 各関係部

【関係機関】 ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するために、市民、民間機関等と連携し、被災者生活支援を実施します。

### 1 り災証明書等の発行

#### (1) り災証明の対象等

##### ア 証明の目的及び程度

り災証明は、建物及びその他の物的被害について、災害救助法による各種施策や市税等の減免、被災者生活支援法による支援金の申請等の他、保険の請求等にあって必要とされる場合、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとします。

##### イ 証明の項目

り災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目について証明するものとします。

##### (ア) 家屋の損壊等に関する証明項目

- a 全壊、半壊、一部損壊
- b 流出、床上浸水、床下浸水
- c その他

##### (イ) 火災に関する証明項目

- a 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- b 全損、半損、小損
- c 全水損、半水損、小水損
- d その他

##### ウ 家屋以外の証明

上記に掲げる家屋の損壊及び火災以外のり災証明は、災害の状況下にあつては、その事実確認等に困難が予測されるため、原則として行わないものとします。ただし、市長又は消防署長が特に必要と認める場合には、その状況下において証明可能な範囲で行うものとします。

#### (2) 発行の手続き等

##### ア 発行事務

り災証明書の発行に関する事務は、総務部被害調査班が行います。ただし、火災に関するり災証明書の発行事務は、消防部消防署班が行います。

##### イ 被害調査の実施とり災者台帳の作成

##### (ア) 被害調査の実施

総務部被害調査班及び消防部消防署班は、り災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行います。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は民間建築関係団体等の協力を得て行うものとします。

##### (イ) り災者台帳の作成

総務部被害調査班及び消防部消防署班は、上記被害調査の結果をもとに、り災者台帳（被災者調査票）を作成します。

(ウ) 被害調査及び台帳作成の方法

被害調査の実施の方法及び調査に基づく台帳の作成の方法については、総務部被害調査班及び消防部消防署班が別に定めます。

ウ 証明書の発行

(ア) り災者台帳に基づく発行

り災証明書の発行は、り災証明申請書(自然災害関係)により被災者の申請を受け、上記り災者台帳で確認し、り災証明書(自然災害関係)により行います。ただし、火災関係のり災証明書の様式は、り災証明申請書(火災関係)及びり災証明書(火災関係)とします。

(イ) 再調査等の実施

り災者台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めます。

(ウ) 証明書の発行は、原則として災害発生の日から 60 日以内に発行します。

(エ) 証明書の発行は、原則として 1 世帯 1 部とします。

(3) 被災家屋の判定基準

り災証明を行うにあたっての家屋被害(火災関係を除く)の判定は、「被害の分類及び判定基準」により行うものとします。

なお、主管部においては、家屋の被害調査に混乱が生じないように、事前に被害査定基準の明確化、査定要員の教育等に努めます。

(4) 証明手数料

り災証明書の発行手数料は、無料とします。

(5) り災届出証明

見舞金等の申請に際し、り災証明の対象とならない軽微な被害、及び、落雷による被害等については、り災届出証明申請書と必要な書類に基づき、被害状況の写真等のみで判断する「り災届出証明」を発行します。

## 2 生活再建支援

(1) 臨時市民相談窓口の開設

ア 臨時市民相談窓口の開設

被災市民の生活の立直しを援護し、市民の自力復興を援助するため、特に専門的な対応が必要な場合は、関係所管部又は関係機関等と連携し、当該事務処理のための臨時市民相談窓口を開設します。

イ 取り扱う事務の内容

臨時市民相談窓口の取り扱う事務は概ね次のとおりとしますが、災害の状況等により必要に応じて取り扱うものとします。

(ア) 住宅

(イ) 福祉

(ウ) 保健・医療

(エ) 教育

(オ) 労働

(カ) 金融

(キ) その他被災者の生活再建に関する必要事項

ウ 事務の分担

(ア) 臨時市民相談窓口の設置及び運営に関する総括事務は、総合対策部広報班が行います。ただし、災害対策本部を設置してない場合又は廃止された場合は市民情報・相談課が行います。

(イ) 各分野における相談事務は、それぞれの事務を所管する部が関係機関等と協力し、処理します。

(ウ) 各部に係る相談については、総合対策部広報班（廃止された場合等は市民情報・相談課）が必要に応じて調整します。

#### エ 窓口設置の場所

臨時市民相談窓口の設置場所は原則として本庁舎内としますが、本庁舎に支障がある場合、又は必要がある場合は他の公共施設を利用して設置します。また、災害の状況等により、必要な場合は市域内に分散して設置します。

#### (2) 災害時要援護者への情報提供等

医療救護部は、相談窓口の開設にあたって、高齢者、障がい者等が適切なサービスを受けられるよう、社会福祉施設等の管理者及び関係機関と連携して、情報の収集及び提供に努めます。

また、外国人に対しては、ボランティア等を活用し、可能な限り母国語での対応や「やさしい日本語」による各種の相談や被災後生活情報の発信に努めます。

#### (3) 被災者への精神的支援等

医療救護部は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

#### (4) 市外避難者への情報提供

安否情報班は、ホームページなどの広報媒体を活用し、市外避難者の情報収集に努め、広報班は、市外避難者への情報提供を実施します。

なお、住民登録を異動した避難者については、転出先の市町村と連携し、情報提供を実施します。

#### (5) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高 300 万円の被災者生活再建支援金を支給します。

また、支援金の支給に係る事務手続きは以下のとおりです。

ア 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。

イ 県は、発生した災害が被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）第 1 条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又はその可能性があるかと認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。

ウ 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第 1 条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あてに報告するとともに、公示を行います。

#### (6) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

災害救助法が適用されるような大規模災害において、市民の福祉及び生活の安定に資するため、平塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 30 号。以下本節において「条例」という。）の定めるところにより、災害弔慰金の支給等を行います。

#### (7) 弔慰金・見舞金の支給

条例に該当しない災害により市民が死亡した場合、又は市民若しくは本市の区域内に存する住家等の使用者が災害により被害を受けた場合には、平塚市災害見舞金等支給要綱（以下本節において「要綱」という。）の定めるところにより、弔慰金又は見舞金を支給します。

#### (8) 災害援護資金の貸付

災害を受けたことによる困窮から自立更正のために資金を必要とする世帯に対しては、厚生労働省の通知に基づき社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会より生活福祉基金貸付けの特例措置を講ずる旨通知があり、その後、平塚市社会福祉協議会より生活資金等の貸付けが行われます。

(9) 市税及び国民健康保険税等の減免

ア 市税の減免

災害により被災した市民（納税義務者）に対しては、平塚市市税条例（平成元年条例第 21 号）の定めるところにより、特に必要があると認めるものについては市民税及び固定資産税を減免します。

(ア) 市民税の減免

災害を受けた場合で減免を必要とするとき

(イ) 固定資産税の減免

災害により滅失又は甚大な損害を受けた固定資産

イ 国民健康保険税の減免

災害により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対しては、平塚市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 16 号）の定めるところにより、特に必要があると認める者について国民健康保険税を減免することができます。

ウ その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料、手数料については、それぞれ条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずるものとします。

(10) 住宅確保の支援

被災者の住宅確保策として、市営住宅への特定入居を実施するとともに、必要に応じて災害市営住宅の建設を行います。また、復興過程にあつては、応急仮設住宅の供給や市営住宅の空き家の活用等により被災者の当分の間の居住の安全を図ります。

(11) 義援金の受入れ、配分等

ア 義援金の受入れ

(ア) 義援金の受入れ及び配分事務

義援金の受入れ及び配分等に関する事務は、総合対策部財政班が行います。

(イ) 義援金の受入れ

a 特定義援金の受入れ

平塚市又は平塚市長等本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、総合対策部財政班が受入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管します。

また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領書を発行するとともに、その記録、整理を行います。

b その他の義援金の受入れ

県又は日本赤十字社神奈川県支部等から平塚市相当分として配分された義援金の受入れ、保管及び記録については、上記 a に準じて行うものとします。

イ 義援金の配分、使用

(ア) 義援金配分計画の策定

a 義援金の受入、配分に関し、市及び県、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等からなる義援金配分委員会を必要に応じて組織し、適切な受入、配分を行います。なお、被災人員等の状況、近隣各市・町の配分基準等を考慮の上、本市の義援金配分計画を策定し、被災者に配分し、又は使用するものとします。

b 義援金配分計画策定に関する事務は、総合対策部財政班が医療救護部救護班と協議して行うものとします。

(イ) 被災者への配分

被災者への義援金の配分に関する事務は総合対策部財政班が行うものとし、その配分にあたっては、公平かつ迅速を旨とするとともに、必要な場合は自主防災組織等の協力を得て行うものとします。

**【関係資料】**

- 2 - 2 被害の分類及び判定基準
- 3 - 3 被災者生活再建支援金の概要
- 3 - 4 災害見舞金支給額
- 9 - 1 リ災証明申請書（自然災害関係）
- 9 - 2 リ災証明書（自然災害関係）
- 9 - 3 リ災証明申請書（火災関係）
- 9 - 4 リ災証明書（火災関係）

## 第4節 計画的な災害復旧・復興対策

【担当部】 各関係部

【関係機関】 ライフライン等関係機関 神奈川県 社会福祉協議会

### 1 災害復旧計画及び災害復興計画策定の基本方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとともに、被災者の生活再建及び経済活動の早期回復を図るなど、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的とし、必要に応じて策定するものとします。

災害復興計画は大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建が高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、必要に応じて策定するものとします。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等、市民の意見を踏まえ、迅速な原状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定します。

### 2 災害復旧計画の策定

災害時の応急対策に基づく応急対策の終了後、被害の程度を十分検討して、迅速な原状復旧が必要な場合は、次の事業についての復旧計画を策定します。この場合において、災害復興計画が別に策定される場合は、当該復興計画との整合を図るものとします。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 砂防設備災害復旧事業計画
- ウ 林業施設災害復旧事業計画
- エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画

#### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

#### (3) 上下水道災害復旧事業計画

#### (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### (5) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

#### (6) 学校教育施設災害復旧事業計画

#### (7) 社会教育施設災害復旧事業計画

#### (8) 都市災害復旧事業計画

#### (9) 住宅災害復旧事業計画

#### (10) 災害廃棄物処理事業計画

#### (11) ライフライン（上下水道を除く）災害復旧事業計画

#### (12) 交通関係施設災害復旧事業計画

#### (13) 被災者の生活再建事業計画

#### (14) 中小企業振興事業計画

#### (15) その他の災害復旧事業計画

### 3 財源の確保

#### (1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対

応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政調整基金の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を県や国へ要望していきます。

ア 財政援助根拠法令等

◇公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
◇公立学校施設災害復旧国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
◇公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
◇土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
◇予防接種法
◇都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
◇農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
◇天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）
◇防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）

#### 4 激甚災害の指定

(1) 激甚災害指定の手続き

ア 県知事への報告

(ア) 災害状況等の報告

大規模な災害が発生した場合、市長は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 2 条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準（中央防災会議決定）を十分考慮し、県知事に対して速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を報告します。

県知事に対する報告事務は、総合対策部総合調整班が総合対策部財政班と協議して行うものとします。

(イ) 報告事項

被害の状況等の報告は、災対法第 53 条第 1 項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとします。

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の程度（災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別表第 1 に定める事項）
- e 災害に対しとられた措置
- f その他必要な事項

イ 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりです。

(ア) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問します。

(イ) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申します。

- (ウ) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定、公布します。
- (2) 激甚災害に係る特別財政援助対象事業等
  - ア 特別財政援助の交付に係る手続き  
激甚災害の指定を受けたときは、次項に掲げる適用対象事業を所管する部長は、県の関係部局の指示をうけ、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、本市財政課及び関係部局との調整等を経て、県の関係部局に提出するものとします。
  - イ 特別財政援助対象事業等  
激甚法に定める特別財政援助の対象となる事業等は次のとおりです。

特別財政援助対象事業等

区 分	対 象 事 業 等	適 用 条 項
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設災害関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ⑨ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症予防施設災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外） ⑭ 湛水排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条、第19条関係 第3条、第19条関係 第3条、第9条関係 第3条、第10条関係
2 農林水産に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業 ⑦ 共同利用小型漁船の建造 ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助	第5条関係 第5条、第6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係
3 中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業 ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 ④ 小規模企業者等設備資金助成法による貸付期間等の特例	第12条関係 第14条関係 第15条関係 第13条関係
4 その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業 ② 私立学校施設災害復旧事業 ③ 市町村が施行する感染症予防事業 ④ 母子福祉資金に関する国の貸付の特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ り災者公営住宅建設事業 ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入） ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係 第21条関係 第22条関係 第23条関係 第24条関係 第25条関係

## 5 災害復興計画の策定

### (1) 復興計画で規定すべき事項

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を解決し、復興の目標や施策の進め方などを定める計画です。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要があります。

具体的には、復興計画において規定する主な事項は次のとおりです。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の目標年

オ 復興計画の対象地域

カ 個々の復興施策の体系

(被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等)

キ 復興施策や復興事業の事業推進方法

ク 復興施策や復興事業の優先順位

## 6 市街地の復興

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区について、被災の状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画・広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに、災害に強いまちづくりといった中長期的な計画的市街地復興を図るのかを検討します。

更に市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

### (1) 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定

生活の基盤である市街地の復興について、自治体の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努めます。この条例には、自治体、市民・事業者の役割を明示するとともに、復興対象地区の地区区分等を明示します。

### (2) 建築制限の実施

被災の程度や従前状況によって、都市計画・土地区画整理事業等による本格的な復興事業に着手するまでの間、復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、必要に応じて区域を設定し、建築制限を実施します。

### (3) 都市計画案の作成、事業実施

災害に強い基盤整備を目指し、市民意見の集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行います。また、土地区画整理事業に関する特例が設けられており、これらの特例を活かした事業計画を作成し、事業を実施します。

### (4) まちづくり計画の作成、事業実施

上記の法定区域外の地域では、自治会等の住民組織が中心となって、市街地復興の方針などを定めた地区のまちづくり計画を作成します。

また、まちづくり計画に従い、任意事業を活用し市街地復興を進めます。

### (5) 防災都市づくり

市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、早急な生活再建、都市機能の回復が図られるよう市民の合意形成に最大限の努力を傾け、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るとともに、既存不適格建築物の更新の重要性について、市民の理解を得て、市街地再開発事業等の実施により、その解消に努めます。

## 7 都市基盤施設等の復旧・復興対策

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは更に防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分け、それぞれの基本方向にそって施策を実施します。

### (1) 被災施設の復旧等

ア 被災公共施設の復旧にあたっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者との連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

### (2) 応急復旧後の本格復旧・復興

避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、漁港などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化の整備などによる耐震性の強化、更には建築物や公共施設の耐震・不燃化などを基本目標とします。

#### ア 道路

被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、基本方向を決定します。

#### イ 公園・緑地

管理する公園緑地について、被害状況調査を行い、復興のパターンとして、既存公園の拡充、都市計画決定されている公園緑地整備の実施、新たに必要となる公園緑地整備を行います。

#### ウ 鉄道施設

基本的に、被害調査は民間事業者が行い、市は被害状況及び被害調査結果を共有するよう努め、鉄道施設の復旧と関連する他の都市基盤施設や市街地復興と復旧スケジュール等の調整を行います。

#### エ ライフライン施設

施設管理者は、被害状況及び被害調査結果を共有し、重複しないよう連携して調査を行い、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、整合性を図りながら基本方向を決定します。

また、復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定します。

#### オ 漁港施設

漁港管理者が中心となり、民間事業者と協力し漁港施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、基本方向を決定します。

#### カ 災害廃棄物等

「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」を踏まえて、発災後早期に作成する災害廃棄物等処理実施方針をもとに災害廃棄物等処理実施計画を作成します。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等設置して、分別、運搬等について周知し、広報を行います。

## 8 地域経済の復興支援

地域の経済状況は、その地域の個々の市民にとって、雇用、収入、その他の生活環境の確保の面において非常に大きく係わるものであり、被災者の生活再建にも大きな影響を与え、また財政面からは税収を支えるという点で市の復興財源の確保にも大きな影響を与えます。

したがって、地域経済復興は被災地の復興にとって重要な課題であり、特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が弱い中小企業の自立支援や地域経済全体の活性化のための支援等が必要です。

### (1) 個々の事業者を対象とした施策の実施

業種別・規模別被害額等について調査を行い（地域経済の復興計画を作成するための調査）、再建のための資金需要等を把握し、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討します。

#### ア 金融面、税制面での支援

中小事業者の経済復興は、経済基盤の弱さから長期化する可能性もあり、経済復興に要する期間は事業規模や業種によってまちまちであるため、一律的な支援策だけでなく、個々の事業者の特性に応じたきめ細かい支援策を検討します。

また、地域産業全体への波及力の大きい大企業についても、金融、税制面での支援を行うなど、早期事業復旧の支援について検討します。

##### (ア) 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請します。

##### (イ) 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

震災復興時には資金の需要が増え、金融機関の資金が不足することも予想されるので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

##### (ウ) 新たな低利融資制度の創設

本格的な復興資金需要に対応するため、通常金利を下回る低金利の融資制度を創設することを検討します。

##### (エ) 利子補給の実施

利子補給を行う事業者の基準を設定し、融資を受けた事業者に対し利子補給を行います。

##### (オ) 金融制度・金融特別措置の周知

国、県、市並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について、事業者への周知徹底を図ります。

##### (カ) 社会保険関連の支援

被災した事業所に対し、保険料（健康保険等）の納付猶予、拠出金の納付猶予、保険料の免除（健康保険）等社会保険の面での特別措置等を設け、復興支援について検討します。

#### イ 事業の場の確保等

県と協力し、以下の措置を検討します。

##### (ア) 仮設賃貸店舗の建設

##### (イ) 共同仮設工場・店舗の建設支援

##### (ウ) 工場・店舗の再建支援

##### (エ) 民間賃貸工場・店舗の情報提供

##### (オ) 発注の開拓

##### (カ) 物流ルートに関する情報提供

##### (キ) 港湾機能の確保及び水上での物的・人的輸送

#### (2) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

被災地全体を対象としたイベントやプロジェクトの誘致、地場産業などのPR等を実施することにより、地域全体の活性化を図ります。

また、地域経済の復興にあたっては、地域特性に応じた新産業の創出・育成及び既存の産業の高度化促進に取り組みます。

#### (3) 産業関連基盤の早期復旧・整備

地域経済の復興を図るために、漁港・道路・鉄道・情報通信基盤等の都市基盤施設の早期復旧・整備が必要不可欠であり、市自らが管理する都市基盤施設の迅速な復旧を行うことはもちろんのこと、市は民間事業者が管理する都市基盤施設についても迅速な復旧を要請します。